

議案第 23 号

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例（平成 20 年墨田区条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 8 項に規定する児童デイサービス」を「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援及び法第 6 条の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービス（生活能力の向上のために必要な訓練に係るものに限る。）」に改める。

第 7 条第 1 項第 1 号中「第 22 条第 5 項に規定する障害福祉サービス受給者証（法第 5 条第 8 項に規定する児童デイサービスに係るものに限る。）」を「第 21 条の 5 の 7 第 9 項に規定する通所受給者証で規則で定めるもの」に改め、同項第 2 号中「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）」を「法」に改める。

第 8 条第 3 項中「児童福祉法」を「法」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 29 条第 3 項第 1 号」を「第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により、児童デイサービスの法的位置付けが見直されることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。